

第 1 回制度審議部会審議のまとめ

1 制度審議部会要綱案

「制度審議部会運営要綱案」のとおり確認された。

2 部会長選出

制度審議部会運営要綱第 2 条第 3 項に基づき、委員の互選により西村会長が選出された。

3 審議

(1)資料 1 「制度概要・審議項目・スケジュール等」

事務局から制度の概要説明の後、部会に係る審議項目とスケジュールについて、以下のとおり確認された。

〔第 1 回部会〕 個人情報の定義、特定個人情報（情報提供等記録を除く）の保護のための措置<目的外利用の制限、提供の制限>

〔第 2 回部会〕 情報提供等記録の保護のための措置<目的外利用の制限、提供の制限>、電子計算機処理、個人番号の利活用のための措置 等

〔第 3 回部会〕 特定個人情報保護のための措置（開示請求等の請求権者、開示手数料、他の法令による開示の実施との調整 等

〔第 4 回部会〕 その他の運用上検討を要する事項、答申（部会案）案のとりまとめ

(2)資料 2 「個人情報の定義について」

番号法上及び神戸市個人情報保護条例上の個人情報の範囲について

①本市で取り扱う特定個人情報における死者の取り扱い

個人情報の定義について、番号法では生存者のみを対象としているが、条例では死者に関する情報も対象としている。死者に関する情報が、番号法上の特定個人情報に該当しないことをもって保護の対象外とすることを正当化する積極的な理由も考えられないため、条例上の保護の対象としている従来の考え方をふまえ、本市が保有する特定個人情報の対象に含むことが妥当である。

②特定個人情報が条例上の個人情報に該当しない場合の取り扱い

条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する情報」について、番号法が一般法たる条例の特別法として直接適用されるため、本市が保有する特定個人情報に含まれることとなる。

これに伴い、番号法で定義する特定個人情報を条例に新たに定義づけるとともに、条例上の個人情報の対象とならない「法人その他の団体の役員に関する情報」については、条例第 6 条（個人情報の取扱事務の届出）や第 7 条（収集の制限）等、個々の条文の趣旨によっては特定個人情報としてその対象に含めるよう条例上明確にすることが妥当である。

(3)資料 3 「特定個人情報の保護のための措置について」

特定個人情報の保護のうち、情報提供等記録を除く特定個人情報の取り扱いについて

①目的外利用の制限

目的外利用できる場合を規定した番号法第 29 条による行政機関個人情報保護法等の読替規定並びに同法第 31 条の趣旨をふまえ、本市においても同法が定める場合のみ目的外利用を認めることとし、同様の例外規定を条例上明確にすることが妥当である。

また、番号法の対象とならない「死者」に係る特定個人情報についても、生存者

に準じて取り扱うことが妥当である。

②提供の制限

外部提供できる場合は番号法第19条に規定され、一般法たる条例の特別法として番号法が直接適用されることから、本市における取り扱いも、現行条例の規定に拠らず同法が定める場合のみとし、同様の例外規定を条例上明確にすることが妥当である。。

また、番号法の対象とならない「死者」に係る特定個人情報についても、生存者に準じて取り扱うことが妥当である。

4 その他

次回以降の制度審議部会の開催日程に係る候補日の提案と、同日に、制度審議部会に引き続き、不服申立審査部会を併せて開催することの確認がされた。